



ローリーラック

Lorry Rack

RIMローリーラック（国内陸上）レポートにおける
国内製品ラック価格の評価基準

改訂版（2015年3月23日）

価格評価方法の適切性

価格評価の原則

価格評価の対象となる取引

受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

受渡数量

受渡タイミング

価格評価時間帯

価格評価の対象油種

品質

「価格評価方法の適切性」

リム情報開発の価格評価方法は下記の項目に基づき摘要されていることから、適切であるとみなす。

第1条（価格評価の目的）

リム情報開発が実施するすべてのレポートの価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第2条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。また、評価対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、その他価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」、取引所などの特定市場情報など、詳細をレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第3条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引で最も有効かつ利便性があると判断される時間を価格評価の対象時間として適切とみなす。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第4条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、評価対象とすべき価格、また採用する価格の優先順位を定める。詳細はレポート毎の「メソドロジー」内に記載することとする。

第5条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱い量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油、産ガス会社、石油会社、トレーダー、商社、ディーラー、需要家などに取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性、取材先が持ち得る情報の種類について、必要に応じて偏りがないか検討することとする。取材先の恣意性や例外性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。協議後、社長の承認を得る。

第6条（取材方法）

価格評価を行う取材記者の資質が肝要であり、中立性、公正性の観点からも取材記者の資質、技術向上に向け日常的に取り組むことが必要である。これらの教育を受けている記者により、電話を主体に電子メール、チャットなどを駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、基本的には取材先の会社へ直接電話することにより、その担当者が在籍していることを確認することとする。

第7条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した情報が充分であるか、関連当事者との取引ではないか、恣意的な

ものがないかを当該者、並びに他の複数の取材先から確認した上で、必要に応じて精査することとする。恣意的な情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらの検討事項および判断は各レポートチームの取材メモ、チェックリスト等に記録することとする。取材した情報が少ない場合は、比較可能な関連する他の商品と整合性を図るなど、追加取材により裏付けをとることで価格評価の対象から除外するか否かを判断することとする。情報提供者に対しては、「メソドロジー」を WEB 上に公開することおよび協力を要請することで、会社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報を提供するものと期待している。情報提供者の情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じてバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

第 8 条 (スーパーバイザーの設置)

(スーパーバイザーの役割)

各レポートに対し、少なくとも 1 人以上の独立したスーパーバイザーを配置し、レポート公表前に、価格評価の根拠及び評価結果がメソドロジーに遵守して行われているかという観点からレビューを実施することとする。レビュー実施後は、レビュー証跡をスーパーバイザーの PC から各チームに電子メールで送信したもの、あるいはスーパーバイザーが印刷物に署名後、PDF 化したもののいずれかを、各チームごとの共有フォルダー内に保管することとする。

(レビュー品質の維持)

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するために、必要に応じて社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、社長の署名入りスポットチェック証跡を PDF 化し、各チームごとの共有フォルダー内に保管する。

(スーパーバイザーの選定)

スーパーバイザーには、原則として該当するレポートチーム以外から、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを選定することとする。スーパーバイザーの選定については、取締役会の承認を必要とすることとする。

第 9 条 (価格評価の整合性および一貫性の保持)

価格評価の整合性および一貫性を保持するために、社内研修およびスーパーバイザーによるレビューを徹底して行うこととする。

第 10 条 (メソドロジーの公開)

取締役会により承認された価格評価方法は、会社の WEB 上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。「メソドロジー」には、少なくとも以下の項目を記載すること

とする。

- 価格評価対象となる取引
- 受渡数量基準
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- 市場情報の信頼性および充分性
- 特定の数量単位（バレル、Btu など）が用いられる理由
- スーパーバイザーによるレビュー態勢
- 価格評価対象から除外される取引
- 価格評価の整合性および一貫性を保持するための方策
- メソドロジーの定期的な見直し及び変更プロセス
- 価格評価の訂正、変更

第11条（メソドロジーの定期的な見直し）

「メソドロジー」は少なくとも年1回（毎年10月開催の取締役会）、あるいは商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施し、必要であれば変更を検討することとする。「メソドロジー」の見直しを実施するにあたり、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。必要に応じてこれらの外部関係者への質問事項をレポート、あるいはWEB上で公開するが、これらの回答に関しては、回答者との信頼関係を保持するために基本的に非公開とする。ただし、回答者の了解の上、公開することもある。

第12条（メソドロジーの変更）

「メソドロジー」の変更が必要と判断された場合、各レポートチーム内で十分に議論した上で、変更点を取締役に提出・稟議にかけることとする。「メソドロジー」の変更確定後は、変更日時を明記の上、変更内容採用開始日の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、WEB上に変更を実施する旨を公開することとする。

第13条（評価価格の訂正、変更）

誤字、脱字、タイプミスによる訂正は行うが、評価価格を提示した後の情報によって評価価格を変更しないこととする。

価格評価の原則

価格評価は、「市場参加者の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「最も多く取引を成立させ得る価格帯」を「実勢相場」として表すことにある。このため、取引の件数、会社数ならびに数量を吟味して価格評価を行う。極端な高値、安値の取引はそれが仮に事実であっても、多くの市場参加者が唱えている売上の価格帯から大きく乖離している場合、評価の対象から除外する。

価格評価の要素としては、成約価格、オファー（売唱え）およびビッド（買唱え）を基本とし、固定価格を評価の最優先とする。

取引の性質上、成約価格、売買唱えに優先順位を定めていない。

取引数量の単位はリットル、取引通貨は円とする。国内石油産業では、商習慣としてリットルをもとに陸上取引を行っており、これに沿って単位を規定している。

価格評価をする上で材料とする市場情報は大別して次の2点とする。

- (1) 売買当事者双方から確認を得たもの
- (2) 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの

価格評価対象となる取引

スポット・ベース*の新規取引**を評価基準に置き、製油所および油槽所のラック渡し、すなわち EX パイプを基準とする。価格評価においては、OTC 市場での成約価格、売買唱えの本紙記者による取材を基本とする。また、RTB***（RIM の WEB サイト掲載の RIM Trading Board）の成約価

格、売買唱えに加え、JOX（ジェー・オイル・エクスチェンジ）、Dojima-exchange など、オンラインの現物取引も対象とする。対象となる市場参加者****は限定しない。届けベースの取引は、実勢運賃を用いて、ラック渡し価格に換算したものを参考とする。ターム取引は除外する。産業燃料ユーザー向けのいわゆる直需、直売取引は、参考として考慮するものの、直接的な価格評価の対象としない。官公需関連の入札価格も同様の扱いとする。セット販売や交換（スワップ）取引などは価格評価の上で参考とするが、全面的に反映することはない。

*スポット市場に供給される生産、輸入品。これらのうち、非系列向けを中心に、海上市場から陸上市場に流入したもの、先物市場で現引きされたもの、油槽所の在庫、系列向けあるいは産業燃料向けだったもののスポット市場に流入したものなど、スポット市場で取引相手を限定することなく供給される製品をスポット供給玉とみなす。

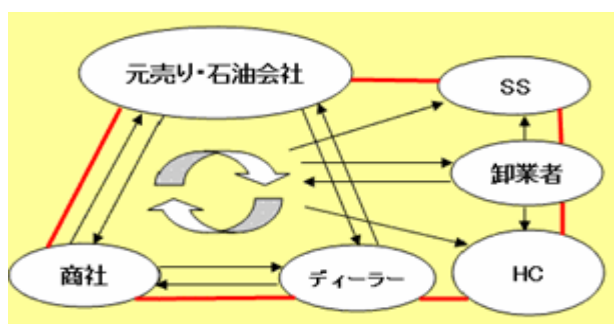
**新規取引とはその日に初めて浮上した商談を対象とする。最初に売買された数量を日を分けて同一価格で受け渡す、あるいは引取る場合、2日目以降については新規取引とはみなさない。卸業者が SS 業者等の買い手に提示する見積もり価格で適用される受け渡し期間中に受発注された場合は、これを新規取引とみなし、その見積もり価格は評価の対象となる。

	売り手	対象玉、価格	買い手
○3/1	A商社	①ノンブランドガソリン 500kl(2~5日デリバリー) 108.0円で成約	B商社
×3/2	A商社	①のうち200kl受渡し 108.0円	B商社

***RTB に掲載の価格評価対象

「RTB」に掲載された成約価格を価格評価の対象とする。オファー、ビッドも価格評価の参考にする。「RTB」に掲載する成約、ならびにオファー/ビッドは、電話、電子メールおよび「ヤフーマッセンジャー」など、インスタント・メッセージング・サービスを通じて寄せられたものに加え、本紙記者の取材したものとする。

スポット取引の商流



スポット取引対象外



受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

製油所・一次基地および二次基地(油槽所)出し
スポット石油製品タンクローリー取りの EX パ

イプ取引を価格評価の基準とする。ただし、届けベースの取引も価格評価において参考材料とするケースもある。その際、EX パイプ価格への引き戻しは実勢のローリー運賃を用いる。

地域	出荷	適用
北海道	油槽所	石狩、苫小牧の両油槽所出しを基準とし、製油所出しを参考とする
仙台・塩釜	油槽所	仙台、塩釜の両油槽所出しを基準とし、製油所出しを参考とする
千葉	製油所	
東京・埼玉	油槽所	東京のヤマサ小台油槽所、埼玉・八潮の三愛石油・東京ターミナル出しを基準とする
川崎	製油所	
横浜	油槽所	大東通商、橋本産業の両油槽所出しを基準とする
中京	製油所	
中京	油槽所	名古屋港潮見埠頭(9号地)、飛島の油槽所出しを基準とする
阪神	製油所	堺出しを基準とし、和歌山出しも考慮する
阪神	油槽所	
四国		製油所および坂出の油槽所
福岡	油槽所	福岡方面の油槽所出しを基準とし、北九州方面も参考とする

受渡数量

最低取引数量は10klとする。ただし、数量制限条件や数量値引き条件がついた取引における価格は、これをそのまま反映することはない。

受渡タイミング

レポート発行日の翌日の受渡物を評価対象とし、2~7日先までの受渡しを参考とする。ただし、祝日の受渡しは対象としない。また、当月レポート最終発行日の前日までの評価対象は月内渡しまでとし、当月のレポート最終発行日から翌月渡しを対象とする。なお、代金の支払い期間については前払いまたは受渡後30日以内の取引を基準とする。

価格評価時間帯

当日の価格評価は、10時～15時に成立したOTC市場での取引の成約価格や取引に関わる売買唱えを原則とする。また、RTBの成約価格、売買唱え、およびJOX、Dojima-exchangeなどのオンライン取引の時間帯も10時～15時とする。また、これらの報告期限を16時30分までとし、16時30分以降に報告があった案件は価格評価の対象としない。

価格評価の対象油種

レギュラーガソリン、灯油、軽油、A重油、LSA重油の5油種を価格評価の対象とする。

品質

基本的に日本工業規格(JIS)＋業界標準規格に合致した国産品あるいは通関後の輸入品を評価対象とし、スポット市場で広く流通しているものを「一般流通品」と見做す。特殊規格品は対象外とする。

東京編集部 03-3552-2411

国内石油製品チーム

(C) RIM Intelligence Co.